

## 議案第2号

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の一部を改正する条例  
目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（平成14年3月目黒区条  
例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例  
前文中

「 基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法がすべての人に保障する権  
利である。人権と平和の尊重は目黒区の基本理念でもあり、その実現の  
ために男女が平等に参画する社会づくりの推進を施策の基本方針として  
いる。

これまでも、目黒区は、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行っ  
てきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別に  
よる差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求めら  
れている。」

「 基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利  
である。これまでも目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目  
指し、総合的に施策を展開してきた。中でも、男女平等の実現に向けて  
先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社  
会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積  
極的な取組が求められている。」

さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は

進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。」

「分かち合うとともに」を「分かち合い」に改め、「において共同参画する」の次に「とともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる」を加え、「平等に共同参画する社会」を「平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり」に、「共同参画し、すべて」を「共同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全て」に改める。

第1条中「共同参画する社会づくり」を「共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり」に、「性別」を「性別等」に、「のできる」を「ができ、性の多様性が尊重される」に改める。

第2条第3号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「が平等に」を「の平等な」に改め、「する社会づくり」を削り、「性別」を「性別等」に改め、「社会を形成する」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (3) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。

第2条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり 男女の平等な共同参画とともに、多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重される社会を形成することをいう。

第3条各号列記以外の部分中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改め、同条第1号中「男女の個人として」を「全ての人」に、「性別」を「性別等」に、「、間接的」を「又は間接的」に改め、同条第5号中「性別、」を「性別等又は」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「推進する」を「推進し、性の多様性を尊重する」に改め、同号を同条第5号と

し、同条第3号中「、地域」を「又は地域」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。

第4条から第7条までの規定中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改める。

第8条第1項中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に、「、男女平等・共同参画推進計画」を「の計画」に改め、同条第2項中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改める。

第9条中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改め、同条第2号中「と共同参画」を「な共同参画と性の多様性」に改め、同条第4号中「男女間」の次に「並びに配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者の間」を加え、「家庭内の」を「家庭内における」に改め、同条第5号中「、地域社会」を「又は地域社会」に改め、「役割分担や」の次に「性別等による」を加え、同条第6号中「性的な言動」の次に「（性的指向及び性自認に関する偏見等に基づく言動を含む。）」を加え、同条第7号中「職業生活」を「社会生活」に改め、同条第12号中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策

第13条、第14条第1項及び第4項、第21条、第22条第1項各号、第23条第4号並びに第25条中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(目黒区男女平等・共同参画センター条例の一部改正)

2 目黒区男女平等・共同参画センター条例(平成4年3月目黒区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改める。

第3条第1号中「及び男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「及び性の多様性の理解促進」を加え、同条第4号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

第6条第1項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区立社会教育館条例の一部改正)

3 目黒区立社会教育館条例(昭和48年11月目黒区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区立住区会議室条例の一部改正)

4 目黒区立住区会議室条例(昭和51年10月目黒区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区青少年プラザ条例の一部改正)

5 目黒区青少年プラザ条例(平成4年3月目黒区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区緑が丘文化会館条例の一部改正)

6 目黒区緑が丘文化会館条例（平成5年12月目黒区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

（説明） 性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱い等の解消に向け、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するとともに、目黒区男女平等・共同参画センター条例等の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。